

倫 理 綱 領

(18, 7, 22 理事会承認)

日本リハビリテーション医学会は、病や障害のある人々に対してリハビリテーションに係わる適切な医療を提供するために高い専門性を迫及する医師の集団である。私たちは患者の生命を守ることにとどまらず、彼らの最適な生活機能の獲得を目指して日々の診療に取り組んでいる。本医学会はその責任の重大性に鑑み、会員として守るべき倫理規範をここに定める。

第1条 基本姿勢

私たちは、患者の利益を最優先するとともに、患者の権利を擁護し、その人格を尊重する。また、生涯にわたり専門および関連領域の学習を行い自己研鑽に努める。

第2条 診療における基本態度

私たちは、患者の医学的病態、障害状況、生活環境などを正しく把握し、その全人的理解に努める。また治療にあたっては、科学的根拠に基づき機能予後を勘案するとともに、広い社会的視野をもって目標を設定し、患者中心の適切な医療実践に努める。

第3条 患者・家族との協力

私たちは、リハビリテーションが患者とその家族との協力なしには成り立たないことを重視し、必要な情報を適切な方法で十分に伝え、その理解と協力に基づいて治療計画を策定・実施する。

第4条 社会参加の促進

私たちは、障害を有する患者のQOLを高めるため、効果的・効率的な医療を提供するだけでなく、適切な社会資源の活用により社会参加が果たせるように努める。

第5条 チームアプローチの実践

私たちは、リハビリテーション医療の提供にあたり、多くの関連職が共通の目標に向かって協力するチームアプローチを実践するとともに、それをリードする立場からチームとチームを構成する関連専門職の育成に努める。

第6条 教育および研究活動

私たちは、リハビリテーション医学の発展を目指して後進の育成に努めるとともに、国内外の研究者と連携して学術研究を行う。臨床研究にあたってはヘルシンキ宣言の基本原則を遵守する。

第7条 社会貢献と国際活動

私たちは、社会に対してリハビリテーションの啓発と普及に努めるとともに、行政機関をはじめとする関係機関との連携をとおして、地域を基盤としたリハビリテーションの充実に貢献する。また、世界のリハビリテーション事情に関心をもち、国際社会における関係者と協力してリハビリテーションを必要としている人々や国を支援し、その発展に寄与する。

第8条 情報開示とプライバシー保護

私たちは、患者の求めに応じて当該患者の診療情報を開示する。また、治療に必要な情報を関係するチームメンバーに適切に提供する一方で、第三者に対しては、守秘義務に基づいて患者および家族のプライバシーを厳重に保護する。